

国空安政第1155号

令和5年9月20日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部安全政策課長

(公印省略)

特定操縦技能審査実施要領等の一部改正について

航空局では、当時の小型航空機等による航空事故等が連続したことに対応し、平成28年度から、有識者や関係団体等から構成される「小型航空機等に係る安全推進委員会」(以下、「委員会」という。)を定期的を開催し、小型航空機等に係る安全対策の構築に係る調査・検討を行っているところです。

航空法第71条の3第1項の規定に基づく特定操縦技能の審査は、平成26年以降、「特定操縦技能審査実施要領」(平成24年国空航第799号)及び「特定操縦技能審査実施細則」(平成24年国空航第800号)により実施しているところですが、令和5年3月に開催した第11回委員会において、今後の取り組みの方向性として、「特定操縦技能審査制度の実効性向上」が確認されたことから、これまでの運用実態を踏まえた制度運用の適正化及び明確化を図るため、所要の見直しを行いました。

今般、特定操縦技能審査実施要領及び特定操縦技能審査実施細則を改正し、操縦技能審査員あて別添のとおり通知しているところではありますが、貴団体等におかれましても、傘下の操縦技能審査員に対し同内容の周知をお願いします。